

51 保育所における運営費の運用について

運営費に係る執行の弾力化については、平成12年3月30日付け児発第299号「保育所運営費の経理等について」厚生省児童家庭局長通知により、運営費の弾力運用が図られてきたところですが、平成17年3月9日付け雇児発第0309002号により一部改正がありました。

この通知に基づく運営費の弾力運用は、入所児の処遇等保育所の最低基準等の諸条件が十分確保されている保育所において、適正な運営に支障がない場合に限り認められるものですので、その趣旨を十分理解の上、保育所の健全な運営に努めてください。

大阪府としては、適正な弾力的運用を図るため、次の項目に該当するような場合には本職あて協議等を要することとしておりますので、事務処理に遺漏のないようにしてください。

(社会福祉法人会計基準適用保育所)

項 目	手続	弾力運用の要件	協議・報告先
1. 人件費積立金、修繕積立金及び備品等購入積立金をそれぞれの積立目的以外に使用する場合	事前に承認	要件1	子ども室子育て支援課 保育グループ
2. 保育所施設・設備整備積立預金（土地取得は含まれない）をそれぞれの積立目的以外に使用する場合	事前に承認	要件2	
3. 人件費積立預金及び保育所施設・設備整備積立預金（土地取得を含む）をそれぞれの積立目的以外に使用する場合	社会福祉法人以外事前承認 ※事前協議要	要件3	
4. 保育所施設・設備整備積立預金から土地取得に要する費用を取り崩して使用する場合	事前に協議	要件3	
5. 保育所経理区分の前期末支払資金残高を取り崩して使用する額が経常収支計（予算額）の3%を超える場合（自然災害その他やむを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合を除く。）	事前に承認	要件1	
6. 保育所経理区分の前期末支払資金残高を当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費等に充当する場合	社会福祉法人以外事前承認 ※事前協議要	要件3	

7. 運営費に係る当該会計年度の各種積立預金への積立支出（人件費、修繕費、備品等購入、保育所施設・設備整備）及び当期資金収支差額の合計額が、当該施設に係る経理区分の経常収支計（決算額）の5%相当額を上回る場合	年度終了後3ヶ月以内に報告		子ども室子育て支援課 保育グループ
8. 運営費収入のうち民間施設給与等改善費加算相当額を限度として平成12年3月30日付児発第299号通知別表2の経費に充当した場合	年度終了後3ヶ月以内に報告	要件2	
9. 運営費収入のうち民間施設給与等改善費加算相当額を限度として平成12年3月30日付児発第299号通知別表3及び別表4の経費に充当した場合	年度終了後3ヶ月以内に報告 ※事前協議要	要件3	
10. 運営費収入のうち当該会計年度における運営費の3か月分（当該年度4月から3月までの12か月分の運営費額の1/4の額）を限度として平成12年3月30日付児発第299号通知別表3及び別表5の経費に充当した場合	年度終了後3ヶ月以内に報告 ※事前協議要	要件3	

※当面の間、運営費の弾力運用により土地取得に要する費用に充当する場合は、事前に協議してください。

(経理規程準則適用保育所)

項 目	手続	弾力運用 の要件	協議・報告先
1. 施設会計の人件費引当金、修繕引当金及び備品等購入引当金をそれぞれの積立目的以外に使用する場合	事前に承認	要件 1	子ども室子育て支援課 保育グループ
2. 取り崩して使用する施設会計の繰越金が当該施設会計の収入予算額の3%を超える場合(自然災害その他やむを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合を除く。)	事前に承認	要件 1	
3. 施設会計収支予算書に計上された人件費引当金繰入、修繕引当金繰入、備品等購入引当金繰入及び当期繰入金の合計額が、当該施設収支計算書の決算額の5%相当額を上回る場合	年度終了後3ヶ月以内に報告		
4. 運営費等の本部会計への繰り入れをした場合 (1)運営費収入のうち民間施設給与等改善費の管理費加算相当額を限度として施設の整備等に係る経費に充当した場合 (2)施設会計において発生した運用収入のうち当該年度の施設会計の収入決算額の事務費相当額から生じるであろう額を限度として施設の整備等に係る経費及び法人本部の運営に要する経費に充当した場合	年度終了後3ヶ月以内に報告		

[運営費の弾力運用が認められる要件]

- 1 運営費の弾力運用（299号通知1（2）、（3）、（4）、（5）（6）及び2（1）、（2））が認められるためには、下記の要件がすべて満たされていることが必要である。
 - ① 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）が遵守されていること。
 - ② 保育所運営費国庫負担金に係る交付基準及びそれに関する厚生労働省通知等に示す職員の配置等の事項が遵守されていること。
 - ③ 給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されている等人件費の運用が適正に行われていること。
 - （1） 正規の手続を経て給与規程が整備されていること。
 - （2） 施設長及び職員の給与が、地域の賃金水準と均衡がとれていること。
 - （3） 初任給、定期昇給について職員間の均衡がとれていること。
 - （4） 一部職員にのみ他の職員と均衡を失する手当が支給されていないこと。
 - （5） 各種手当は給与規程に定められたものでありかつ手当額、支給率が適当であること。
 - ④ 給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされているとともに、日常生活について必要な諸経費が適正に確保されていること。
 - ⑤ 入所児童にかかる保育が保育所保育指針（平成11年10月29日児発第799号厚生省通知「保育所保育指針について」をいう。）を踏まえているとともに、処遇上必要な設備が整備されているなど、児童の処遇が適切であること。
 - ⑥ 運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長及び職員が国等の行う研修会に積極的に参加するなど役職員の資質の向上に努めていること。
 - ⑦ その他保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について、問題となる事由がないこと。
- 2 運営費の弾力運用（299号通知1（4））が認められるためには、1の要件と299号通知の別表1に掲げる事業等のいずれかを実施することが必要である。
- 3 運営費の弾力運用（299号通知1（6）、（6）及び2（2））が認められるためには、299号通知1（4）の要件を満たした上で、さらに、保育サービスの質の向上に関する下記の①及び②の要件を満たすことが必要である。
 - ① 社会福祉法会計基準に基づく資金収支計算書及び資金収支内訳表を保育所に備え付け、閲覧に供すること。
 - ② 毎年度、次のア又はイが実施されていること。
 - ア 「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（平成16年5月7日雇児発第0507001号）に基づき、299号通知1（5）に基づく弾力運用を行う運営費に係る保育所の第三者評価（以下「第三者評価」という。）を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めること。
 - イ 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日児発第575号）により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めること。